

平成22年度税制改正 所得税

～寄附金控除が変わります～

< 寄附金控除の改正 >

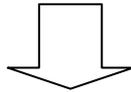
< 内容 >

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。

改正により、寄附金控除の適用下限額が **2,000円(現行5,000円)**に引き下げられます。

< 改正前 >

寄附金控除額 =
{ その年中に支出した特定寄附金の合計額 } - 5,000円
(総所得の40%相当額が限度)



< 改正後 >

寄附金控除額 =
{ その年中に支出した特定寄附金の合計額 } - **2,000円**
(総所得の40%相当額が限度)

< 適用時期 >

上記の改正は、**平成22年分以後の所得税から適用**されます

～参考～

特定寄附金の範囲

- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ② 指定寄附金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄附金
- ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄附金
- ⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)